

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業の工事に関する基本協定書

広島市民球場グラウンド照明設備改修事業の工事に関して、発注者及び優先交渉権者は、以下のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、広島市民球場グラウンド照明設備改修事業の工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

(設計等)

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本公募手続に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を発注者との間で締結するものとする。

2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結される日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第12条までの規定は、本協定の履行期間終了後も有効とする。

(価格等の交渉)

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、第3条に規定する設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書等」という。）を発注者に提出する。

3 優先交渉権者は、設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者は、優先交渉権者に対し、前2項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。

5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、発注者が示した参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を

提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。

7 前2項に基づく交渉の結果、発注者が示した参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。

8 発注者は、価格等の交渉が成立した場合、事業者として優先交渉権者を特定したことを通知する。

9 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。

2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。

3 機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については広島市建設工事請負契約約款第25条に基づく請求の対象外とする。

4 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。

5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約（本工事請負契約の締結に広島市議会の議決を要する場合にあっては、本工事請負契約に係る仮契約）を締結するものとする。

6 前項の規定により、本工事請負契約に係る仮契約を締結した場合において、当該本工事請負契約に係る仮契約に係る議案が広島市議会で可決されたときは、本工事請負契約を締結するものとし、可決されなかったときは、本工事請負契約は締結しないものとする。後段の場合において発注者は一切の責任を負わないものとする。

(価格等の交渉の不成立)

第7条 発注者は、第5条第9項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により優先交渉権者に通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し又は承継させること、担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第10条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松 井 一 實

優先交渉権者